

別紙 3

特定個人情報を含む個人情報の取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び番号法の規定を遵守するとともに、特定個人情報の取扱いに当たっては、乙にも甲と同等の特定個人情報の安全管理措置の実施が求められることから、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に従い、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 乙は、個人情報の安全管理について、乙の組織内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）に秘密の保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（業務従事者の明確化）

第4 乙は、業務従事者を明確にし、業務従事者の中から作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、業務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 乙は、業務従事者を変更する場合は、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

4 作業責任者は、この特記事項（以下「本特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

5 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守し

なければならない。

（業務従事者に対する周知）

第5 乙は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反したときは、法又は番号法の規定に基づき処罰されるおそれがあることその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

（業務従事者に対する監督等）

第6 乙は、業務従事者に対し、個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティその他本特記事項における遵守すべき事項について監督、教育及び研修を行わなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（収集の制限）

第7 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第9 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報若しくは作成した個人情報又は甲から引き渡された資料に記録された個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適切な管理のために、法、番号法及びガイドラインに基づき、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲からこの契約による業務を行うために利用する個人情報の引渡しを受ける場合は、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、引渡しを受けた後に、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した取扱区域を変更し

ようとするときも同様とする。

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、第1項の個人情報を取扱区域から持ち出してはならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下この項において「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも同様とする。
- 6 乙は、この契約による業務を処理するために取扱区域に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に個人情報の漏えいにつながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。
- 8 乙は、第1項の個人情報を次に定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び当該事務に従事する作業従事者を明確にし、取扱規程等を定めなければならない。
 - (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等の事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び必要に応じた安全管理措置の見直しを行わなければならない。
 - (3) 個人情報を取扱う事務に従事する者の監督及び教育を行わなければならない。
 - (4) 取扱区域の適正な管理を行わなければならない。
 - (5) 取扱状況に関する定期報告及び緊急時の報告の手順を定めなければならない。
 - (6) 記録媒体の紛失、盗難等の防止その他記録媒体の取扱いにおける個人情報の漏えい等の防止のため、次の措置を講じなければならない。
 - ア 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならないこと。
 - イ 特定個人情報を処理するパソコン等は、当該パソコン等から他の記録媒体にその特定個人情報を保存して持ち出すことができない設定にしなければならないこと。
 - ウ 個人情報を電子データで保存し、又は持ち出すときは、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置。

エ 個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならないこと。

オ 個人情報を管理するための台帳を整備し、当該台帳に個人情報の受渡し、使用、複写若しくは複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者氏名を記録しなければならないこと。

カ 個人情報を処理するパソコン等には、アクセス者の識別及び認証、外部からの不正アクセスの防止その他当該パソコン等へのアクセスを制御する措置。

キ 特定個人情報を処理するパソコン等へのアクセス者の認証は、アクセスした者が当該パソコン等を利用する権限を付与された者であるか否かを判断する認証手段を二つ以上併用する多要素認証によらなければならないこと。

ク 特定個人情報を処理するパソコン等は、インターネット又は無線LANに接続してはならないこと。

(7) 前号イの規定にかかわらず、乙は、甲の承諾を受けた場合は、特定個人情報を処理するパソコン等から記録媒体に当該特定個人情報を保存して持ち出すことができない設定を解除し、これを持ち出すことができる。

(複写又は複製の禁止)

第10 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為（以下「再委託等」という。）をしてはならない。ただし、当該事務の一部について、第三者に再委託等を行う必要がある場合は、乙は、あらかじめ次の事項について甲に書面をもって通知し、甲の書面による承諾を得なければならない。

(1) 再委託等を受託する事業者（以下「再受託者等」という。）の名称及び所在地

- (2) 再委託等の内容及び理由
- (3) 再受託者等が取り扱う事務を実施する場所
- (4) 再受託者等が取り扱う事務の従事者
- (5) 再受託者等において取り扱う個人情報の範囲
- (6) 再受託者等の信頼性及び再受託者等において取り扱う個人情報の安全性を確保するための対策
- (7) 再受託者等に対する乙の管理及び監督の方法

2 乙は、前項ただし書の規定により再受託者等に個人情報を取り扱わせる場合は、再受託者等との契約において、再受託者等に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

3 乙は、第1項ただし書の規定により再受託者等に個人情報を取り扱わせる場合は、その履行状況を管理し、及び監督し、並びに再受託者等に対してその取り扱う事務に関する報告を行わせるとともに、その内容を甲に書面で報告しなければならない。

4 乙は、第1項ただし書の規定により再受託者等に個人情報を取り扱わせる場合は、再受託者等にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再受託者等が取り扱う事務に関する行為及びその結果について、乙と再受託者等との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに第3項に定める方法により甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。この場合において、当該個人情報が電子データで記録された特定個人情報であるときは、乙は、当該特定個人情報が記録され、又は記録されていた記録媒体を廃棄しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定個人情報が記録された資料等の甲への返還若しくは引渡し又は消去若しくは廃棄について、甲が別に指示したときは、その指示に従わなければならない。

3 乙は、第1項の規定に基づき個人情報が記録された資料等を甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄する場合は、次の表に定める方法により実施しなければならない。

記録媒体に記録されている個人情報	個人情報が記録された記録媒体を業務完了後直ちに廃棄しない場合	個人情報が記録された記録媒体を業務完了後直ちに廃棄する場合
電子データで記録された個人情報（特定個人情報を含む。）	電子データで記録された個人情報を業務完了後直ちにデータ消去用ソフトウェア等を使用することにより通常の方法では当該個人情報を判読し、又は復元することができないように確実に消去した上で、記録媒体を廃棄するときは、当該記録媒体を分解、粉砕、溶解、焼却、細断等によって物理的に破壊し、確実に復元が不可能な状態とする。	個人情報が記録されている記録媒体を分解、粉砕、溶解、焼却、細断等によって物理的に破壊し、確実に復元が不可能な状態とする。
電子データで記録された個人情報（特定個人情報を含まない。）	電子データで記録された個人情報をデータ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が確実に判読し、又は復元が不可能な状態とする。	個人情報が記録されている記録媒体を電磁的若しくは分解、粉砕、溶解、焼却、細断等によって物理的に破壊し、又は電子データで記録された個人情報をデータ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が確実に判読し、又は復元が不可能な状態とする。
電子データで記録されていない個人情報	個人情報が記録されている記録媒体を甲に返還し、又は引き渡す。	個人情報が記録されている記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が確実に判読し、又は復元が不可能な状態とする。

- 4 乙は、第1項の規定に基づき個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、あらかじめ次に掲げる事項について甲に書面をもって通知し、甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報の内容
- (3) 記録媒体の種類
- (4) 数量
- (5) 消去又は廃棄の方法
- (6) 消去又は廃棄の予定日

5 乙は、第1項の規定に基づき個人情報を消去し、又は廃棄したときは、次に掲げる事項を記載した書面により甲に報告しなければならない。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報の内容
- (3) 記録媒体の種類
- (4) 数量
- (5) 消去又は廃棄の方法
- (6) 消去又は廃棄を行った日時
- (7) 消去又は廃棄を行った責任者、担当者及び立会者の氏名

6 乙は、甲が記録媒体の廃棄に立ち会うことを求めたときは、これに応じなければならない。

(立入調査等)

第13 甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の取扱区域を立入調査することができるものとする。この場合において、乙は、これに応じるとともに、甲から改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

2 甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証し、及び確認するため、乙及び再受託者等に対して、監査又は検査を行うことができる。

3 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第14 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、本特記事項に関する契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第15 乙の故意又は過失を問わず、乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又はその義務を怠ったことにより、甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16 乙は、法、番号法及び本特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、その帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、個人情報の漏えい等(そのおそれのある事案を含む。)があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

4 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生の回避等の観点から、可能な限り第2項の漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

5 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

6 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第17 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、前項の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。